

第1章 総則

第1条（名 称）

当法人は、一般社団法人 Smile Again と称する。

第2条（主たる事務所の所在地）

当法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

第3条（目 的）

当法人は、ダイバーシティとインクルージョンの啓蒙・浸透に寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 保健、医療及び介護・福祉の増進を図る活動
2. 介護人材育成の推進を図る活動
3. 障害福祉サービス事業、相談支援事業、地域生活支援事業
4. 社会教育の推進を図る活動
5. まちづくりの推進を図る活動
6. 環境の保全を図る活動
7. 地域安全活動
8. 国際協力活動
9. 学術、文化、芸術及びスポーツの振興を図る活動
10. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営及び活動に関する連絡、助言及び援助の活動
11. その他前各号に附帯又は関連する一切の事業

第4条（公告の方法）

当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

第5条（基金の総額）

当法人の基金の総額（代替基金を含む）は、金50万円とする。

第6条（基金の拠出者の権利に関する規定）

拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

第7条（基金の返還の手続）

基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従って返還する。

第2章 社員

第8条（入社）

当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

第9条（経費の負担）

当法人の運営に必要な経費は、当法人の事業収益をもって賄うものとし、社員は経費を負担する義務を負わない。

第10条（退社）

社員はいつでも退社することができる。但し、予め、1か月以上前に当法人に対して退社の予告をするものとする。

前項の場合の他、社員は次に掲げる事由により退社する。

- ①総社員の同意
- ②死亡又は解散
- ③除名

第11条（除名）

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議により除名することができる。

第12条（社員名簿）

当法人は、社員の氏名又は名称及び住所並びに基金の拠出額を記載した名簿を作成する。

第3章 社員総会

第13条（社員総会）

当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎事業年度終了後の3か月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

第14条（開催地）

社員総会は、主たる事務所の所在地において開催するものとする。

第15条（招集）

社員総会は、代表理事がこれを招集するものとする。
社員総会の招集は、理事の過半数でこれを決する。

第16条（社員による招集請求）

社員による招集請求は、総社員の議決権の4分の1以上を有する社員に限って、これをなしうるものとする。

第17条（決議の方法）

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

第18条（議決権）

社員1人につき1個の議決権を有する。

第19条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事の互選により議長を定める。

第20条（議事録）

社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印することを要する。

第4章 理事及び代表理事

第21条（員数）

当法人には、理事5名以内を置く。

第22条（資格）

当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。但し、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
選任は、社員総会の決議により行うものとする。

第23条（任期）

理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

第24条（代表理事）

当法人には、代表理事1名を置き、社員総会の決議によりこれを定める。
代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

第25条（理事の報酬）

理事の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 計算

第26条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第27条（事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書(正味財産増減計算書)

第28条（剰余金の非分配）

当法人は剰余金の分配は行わない。

第29条（残余財産の処分）

この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益社

団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第6章 附則

第30条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

第31条（設立時理事及び設立時代表理事）

当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

理事及び代表理事 榎田 美知子

第32条（設立時の社員の氏名及び住所）

設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

横浜市中区海岸通5丁目25番地2 シャレール海岸通612号室

榎田 美知子

東京都八王子市明神町4丁目27番14号リビエールハヤシビルディング402号

榎田 真希

第33条（法令の準拠）

この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人に関する法律その他の法令によるものとする。

以上一般社団法人 Smile Again を設立するため、この定款を作成し設立時社員が次に記名押印する。

平成 29 年 7 月 1 日

一般社団法人 Smile Again

設立時社員 榎田 美知子 ⑩

設立時社員 榎田 真希 ⑩